

特別試験研究費の額の確定手順マニュアル

1. 対象となる契約

このマニュアルにおいて特別試験研究費の額の認定対象は、契約当事者から国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下、「機構」という。）に対し、資金の提供がある研究契約とする。

2. 特別試験研究費の額

租税特別措置法その他の関係法令の規定により共同研究契約又は委託研究契約の契約当事者（法人、個人。以下、「申請者」という。）の申請に基づき、機構が認定する特別試験研究費の額は、以下の費用の額とする。

当該申請者が、

- (1) 法人においては、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額のうち、共同研究又は委託研究に要した費用（当該共同研究契約において、当該申請者が負担することとされている費用に限る。当該委託研究契約において、当該委託研究契約又は協定において定められた金額を限度とする。）の額
- (2) 個人においては、各年分の事業所得の金額の計算上必要経費の額に算入される試験研究費の額のうち、共同研究又は委託研究に要した費用（当該共同研究契約において、当該申請者が負担することとされている費用に限る。当該委託研究契約において、当該委託研究契約又は協定において定められた金額を限度とする。）の額

3. 申請に必要な書類

- (1) 認定申請書（経済産業省が指定する様式）

対象となる契約及び申請者の別に応じた特別試験研究費認定申請書 2部

- (2) 共同研究の添付書類

- ① 機構から提出された研究終了時における当該申請に係る共同研究の報告書の写し（当該研究に要した費用の額及びその明細並びに支出金額が確認できるものに限る。）
- ② 上記①における共同研究に要した費用の額において、当該費用の額に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額及び

当該費用から当該金額を控除した金額を記載した書類

- ③ 当該共同研究に係る申請者の当該事業年度の所得（当該申請者が個人の場合は、その年分の事業所得をいう。）の計算上損金の額（個人の場合は、計算上必要経費の額をいう。）に算入される試験研究費の額のうち当該共同研究に要した費用の額（当該費用の額に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合は、当該金額を控除した金額）の積算内訳を記載した書類
- ④ 当該申請に係る共同研究契約に係る書類の写し

(3) 委託研究の添付書類

- ① 機構から提出された研究終了時における当該申請に係る委託研究の報告書の写し（当該研究に要した費用の額及びその明細並びに支出金額が確認できるものに限る。）
- ② 上記①における委託研究に要した費用の額において、当該費用の額に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額及び当該費用から当該金額を控除した金額を記載した書類
- ③ 当該申請に係る委託研究契約に係る書類の写し

4. 書類提出先

〒263-8555 千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
イノベーション戦略部 研究協力推進課
E-mail: innov-prom1@qst.go.jp

5. 提出期限

申請者の事業年度（個人の場合はその年をいう。）の終了の日の翌日から原則として一月を経過する日まで。ただし、正当な事由があると認められるときは、期限を超過した場合でも認定可。

6. 認定

認定申請書1通に次の各号に掲げる事項を記載した書類を認定書として交付する。

- (1) 認定した日
- (2) 認定番号
- (3) 認定した特別試験研究費の額

7. 変更の届出及び変更認定書の交付

- (1) 認定書の交付を受けた申請者から、認定書に記載された事項又は申請書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を機構に届け出るものとする。
- (2) 機構は、当該届出があった場合において、認定に係る事項を変更する必要があると認めるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行った上で、これを変更認定書として申請者に交付する。

8. 認定の取り消し

機構は、認定を受けた申請者が、当該申請若しくは変更届出に際して虚偽の記載があった場合、又は変更の届出を怠った場合は、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。

以上